

関西防災・減災プラン変更案 新旧対照表

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案
	総則編	総則編
P1	<p>I プランの趣旨</p> <p>1 策定の目的 (略)</p> <p>併せて、本プランと構成府県の地域防災計画との整合性を図ることにより、このプランの実効性を確保するとともに、構成府県はもとより、連携県や関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内市町村の防災・減災体制のさらなる充実に向けた指針とする。</p> <p>(略)</p>	<p>I プランの趣旨</p> <p>1 策定の目的 (略)</p> <p><u>構成府県及び政令市（以下「構成団体」という。）は、本プランと地域防災計画との整合性に十分留意し、このプランの実効性を確保する。</u> <u>また、構成府県は、管内市町村に対して、本プランに基づき、応援・受援体制が整備されるよう働きかけることにより、関西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p>
P2	<p>4 計画期間</p> <p>平成 23 年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概括的・骨格的な計画を策定する。</p> <p>なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成 24 年度以降順次策定していく。</p> <p>また、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。</p>	<p>4 計画の見直し</p> <p><u>本プランは、概ね 3 年に 1 度見直しを行う。</u> <u>ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。</u> <u>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。</u></p>
P3	<p style="text-align: center;">プランの特徴</p> <p>(4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン (略)</p>	<p style="text-align: center;">プランの特徴</p> <p>(4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン (略)</p> <p>○ <u>全国の被災地支援や訓練、研修を通じて、関西の災害対応の標準化・共通化を推進</u></p>
P3	<p>(6) 未曾有といわれた 2 つの大震災の教訓を盛り込んだプラン (略)</p>	<p>(6) 未曾有といわれた 2 つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン (略)</p> <p>○ <u>各構成府県で分担して各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣するなど、熊本地震の支援の成果と課題を反映</u></p>
P6	<p>II 対象とする災害 (略)</p> <p>※ その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害を対象とする。</p> <p>また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。</p>	<p>II 対象とする災害 (略)</p> <p>その他、鉄道事故、<u>航空事故等の大規模事故災害、大規模テロ等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害については、プラン（総則及び地震・津波災害対策編）及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。</u> また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。</p> <p>なお、<u>複合災害が発生する可能性もあることから、広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の</u></p>

P8		<p style="text-align: center;">Ⅲ 広域連合の役割</p> <p>3 災害情報の共有、情報の発信</p> <p>大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成府県、連携県及び国・関係機関と連携を図り、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行う。整理・集約した情報については、遅滞なく構成府県及び連携県に情報提供を行うとともに、構成府県及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成府県・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。</p>								
P8		地震・津波災害対策編								
		<p>I 被害想定</p> <p>1 東海・東南海・南海地震</p> <p>○ 各府県による被害想定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ADD8E6;"> <th>府県名</th> <th>死者数</th> <th>全壊棟数</th> <th>府県内の最大震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>50</td> <td>1,427</td> <td>6弱（南海地震又は東南海地</td> </tr> </tbody> </table>	府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	滋賀県	50	1,427	6弱（南海地震又は東南海地
府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度							
滋賀県	50	1,427	6弱（南海地震又は東南海地							
P9										

<p>投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【複合災害の例】</p> <p>1 <u>自然災害に伴う二次災害等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震災害発生直後の台風襲来等による風水害の発生</u> ・ <u>地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生</u> <p>2 <u>南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生</u></p> <p>3 <u>域内被害対応と域外支援を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>域内風水害対応中に域外で地震が発生し、域外支援を行う場合</u> 等 </div> <p>Ⅲ 広域連合の役割</p> <p>3 災害情報の積極的な活用</p> <p>(1) 情報収集等</p> <p><u>大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西圏域全域における情報分析・活用を図る。</u></p> <p><u>なお、各構成府県は、災害時の被災状況等の情報を市町村から迅速に収集する体制を整備するとともに、広域連合に対し各府県で取りまとめた情報を遅滞なく報告するよう努める。</u></p> <p>(2) 情報共有</p> <p><u>広域連合が、整理・集約した情報については、SNSやTV会議システム、先端的なモバイルツール等を活用して、遅滞なく構成団体及び連携県と情報共有を図る。</u></p> <p>(3) 情報発信</p> <p><u>構成団体及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成団体・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。</u></p> <p>5 自助・共助の取組の促進</p> <p><u>大規模広域災害が発生した場合、関西だけでは十分な対応ができないことから、他の広域ブロックや民間事業者にも応援を求めると公助による災害対応を行うこととしているが、全国的な資源の不足や応援の遅れ等も考えられる。</u></p> <p><u>広域連合及び構成団体は、災害時のこのような状況等も踏まえ、平時から住民・企業等の自助・共助の取組の促進を図る。</u></p>													
地震・津波災害対策編													
<p>I 被害想定</p> <p>1 南海トラフ巨大地震</p> <p>○ 各府県による被害想定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ADD8E6;"> <th>府県名</th> <th>死者数</th> <th>全壊棟数</th> <th>府県内の最大震度</th> <th>各府県減災目標（死者数）</th> <th>削減効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>474</td> <td>12,837</td> <td>6強</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者数）	削減効果	滋賀県	474	12,837	6強	二	二	
府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者数）	削減効果								
滋賀県	474	12,837	6強	二	二								

京都府	130	10,800	6弱（東南海・南海地震）
大阪府	99	22,341	6弱（東南海・南海地震）
兵庫県	760	20,988	6強（東南海・南海地震）
和歌山県	5,008	104,59	7（東海・東南海・南海地震）
徳島県	4,300	49,700	6強（東南海・南海地震）
鳥取県	-	-	-
福井県	-	-	-
三重県	4,800	110,26	7（東海・東南海・南海地震）
奈良県	4	1,253	6弱（東海・東南海・南海地震）
合計	15,151	321,36	

京都府	860	70,210	6強	250	7割減
大阪府	133,891	179,153	6強	7,400	9割減
兵庫県	29,097	38,548	7	400	△28,700
奈良県	1,600	47,000	6強	-	-
和歌山県	90,400	158,700	7	災害による犠牲者ゼロを目指す	-
徳島県	31,300	116,400	7	死者0を目指す	-
鳥取県	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-
三重県	53,000	248,000	7	-	-
合計	340,622	870,848		-	-

※ 被害想定は、各府県独自のものによる。

<津波の想定>

府県名 (最大津波高さ 市町村名)	第1波ピークの津波到達時間	津波最大高さ
大阪府（高石市）	100分	3.4m
兵庫県（南あわじ市）	50分	5.8m
和歌山県（串本町）	6分	8.3m
徳島県（海陽町）	15分	9.0m

<津波の想定>

府県名 (最高津波水位 市町村名)	津波到達時間 (※1)	最高津波水位 (T.P.m)
大阪府（大阪市住之江区）（※2）	110分	5.1m
兵庫県（南あわじ市）	44分	8.1m
和歌山県（すさみ町）	3分	1.9m
徳島県（美波町）（※3）	10分	20.9m

※1 初期水位より1m上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から±20cmの変化が生じるまでの時間

※2 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分（最高津波水位3.8m）

※3 徳島県美波町で津波到達時間が最短となる場所と最高津波水位の到達する場所は異なる。

東海・東南海・南海の3つの地震が同時に発生するケースの他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生ケースにも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

- 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定
(平成15年9月17日)

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	10	1,200	6弱
京都府	10	2,200	6弱

南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生ケースにも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

- 国の被害想定

(平成24年8月)

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	500	13,000	6強
京都府	800	70,000	6強

P10

P10

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行				変更案																																																																													
P13	<table border="1" data-bbox="439 205 1537 688"> <tr><td>大阪府</td><td>50</td><td>13,000</td><td>6弱</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>100</td><td>6,100</td><td>6強</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>4,600</td><td>47,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>1,300</td><td>15,000</td><td>6強</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>—</td><td>—</td><td>5弱</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>—</td><td>30</td><td>5強</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>2,600</td><td>51,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>10</td><td>1,400</td><td>6弱</td></tr> <tr><td>関西計</td><td>8,680</td><td>136,930</td><td>—</td></tr> <tr><td>全国計</td><td>25,000</td><td>550,000</td><td>—</td></tr> </table> <p data-bbox="427 737 1537 898">注1) 朝5時 風速15m/sの場合の揺れによる建物倒壊の他、津波、火災、崖崩れによる死者発生 注2) 朝5時 風速15m/sの場合の揺れの他、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物全壊</p> <div data-bbox="329 951 605 984" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅱ 災害への備え</div> <p data-bbox="329 995 1006 1157">1 関係機関・団体等との平常時からの連携 (1) 構成府県との連携 ① 府県地域防災計画との整合性の確保 (略)</p>	大阪府	50	13,000	6弱	兵庫県	100	6,100	6強	和歌山県	4,600	47,000	7	徳島県	1,300	15,000	6強	鳥取県	—	—	5弱	福井県	—	30	5強	三重県	2,600	51,000	7	奈良県	10	1,400	6弱	関西計	8,680	136,930	—	全国計	25,000	550,000	—	<table border="1" data-bbox="1644 205 2772 688"> <tr><td>大阪府</td><td>5,500</td><td>337,000</td><td>6強</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>3,900</td><td>54,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>1,700</td><td>47,000</td><td>6強</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>80,000</td><td>190,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>31,000</td><td>132,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>—</td><td>300</td><td>5強</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>—</td><td>2,100</td><td>5強</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>25,000</td><td>224,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>関西計</td><td>148,400</td><td>1,069,400</td><td>—</td></tr> <tr><td>全国計</td><td>275,000</td><td>2,369,640</td><td>—</td></tr> </table> <p data-bbox="1665 737 2852 867">(注1) 陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速8m/s、(早期避難率低)の場合の揺れによる建物倒壊、津波、火災、崖崩れによる死者発生 (注2) 陸側ケース、津波ケース③、冬18時、風速8m/sの場合の揺れ、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物倒壊</p> <div data-bbox="1570 951 1846 984" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅱ 災害への備え</div> <p data-bbox="1570 995 2246 1241">1 関係機関・団体等との平常時からの連携 (1) 構成団体との連携 ① 府県地域防災計画との整合性の確保 (略) また、各構成府県は、管内市町村に対して、本プランとの整合性の確保を働きかける。</p>	大阪府	5,500	337,000	6強	兵庫県	3,900	54,000	7	奈良県	1,700	47,000	6強	和歌山県	80,000	190,000	7	徳島県	31,000	132,000	7	鳥取県	—	300	5強	福井県	—	2,100	5強	三重県	25,000	224,000	7	関西計	148,400	1,069,400	—	全国計	275,000	2,369,640	—
大阪府	50	13,000	6弱																																																																															
兵庫県	100	6,100	6強																																																																															
和歌山県	4,600	47,000	7																																																																															
徳島県	1,300	15,000	6強																																																																															
鳥取県	—	—	5弱																																																																															
福井県	—	30	5強																																																																															
三重県	2,600	51,000	7																																																																															
奈良県	10	1,400	6弱																																																																															
関西計	8,680	136,930	—																																																																															
全国計	25,000	550,000	—																																																																															
大阪府	5,500	337,000	6強																																																																															
兵庫県	3,900	54,000	7																																																																															
奈良県	1,700	47,000	6強																																																																															
和歌山県	80,000	190,000	7																																																																															
徳島県	31,000	132,000	7																																																																															
鳥取県	—	300	5強																																																																															
福井県	—	2,100	5強																																																																															
三重県	25,000	224,000	7																																																																															
関西計	148,400	1,069,400	—																																																																															
全国計	275,000	2,369,640	—																																																																															
P13		<p data-bbox="1623 1293 2852 1497">② 組織体制の整備 広域連合の分野事務局の一つとして広域防災局を置く。 広域防災局の事務局は、兵庫県、奈良県、神戸市の職員が兼務で担う。 また、各構成団体の危機管理監等が広域防災局の参与を兼務するとともに、各構成団体の防災担当課長が広域防災局の各構成団体担当課長を兼務する。</p>																																																																																
P14		<p data-bbox="1623 1551 2852 1671">⑥ 災害廃棄物処理の情報共有等の推進 廃棄物処理施設や災害廃棄物の仮置場として利用可能な土地等に関する情報の共有など、平時からの連携を推進する。</p>																																																																																
P17	<p data-bbox="329 1713 1537 1961">2 防災・減災事業の展開 (1) 災害対応体制の整備 ② 緊急派遣体制の整備 ア 緊急派遣チーム(先遣隊)の編成 広域連合及び構成府県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム(先遣隊)</p>	<p data-bbox="1570 1724 2852 1971">2 防災・減災事業の展開 (1) 災害対応体制の整備 ② 緊急派遣体制の整備 ア 緊急派遣チーム(先遣隊)の編成 広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム(先遣</p>																																																																																

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案								
P18	<p>を予め編成する。</p> <p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>ア 物資集積・配送マニュアルの策定</p> <p>広域連合は、大規模広域災害発生時において、構成府県や全国から送付される物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資集積・配送マニュアルを策定する。</p> <p>併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用できる仕組み、さらにボランティア・NPOとの連携についても検討を行う。</p>	<p>隊)を予め編成する。</p> <p>(参考) <u>南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ</u></p> <table border="1" data-bbox="1777 289 2540 472"> <thead> <tr> <th>被災府県</th> <th>派遣予定府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>滋賀県</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>鳥取県</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>ア <u>緊急物資円滑供給システムの運用</u></p> <p>広域連合は、大規模広域災害発生時において、<u>被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国から送付される物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。</u></p> <p>併せて、<u>関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、大規模災害時に物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。</u></p> <div data-bbox="1605 905 2792 1335" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>緊急物資円滑供給システムの概要</u></p> <p><u>民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>被災自治体の災害対策本部事務局内に、物流専門組織を設置</u> ・<u>物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。</u> ・<u>物資拠点は、物流事業者に運営を委託</u> ・<u>弁当等の日配品については、各拠点を經由せず、製造業者等から避難所への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築</u> ・<u>避難所までの配送は、宅配業者等に委託</u> </div> <p>イ <u>基幹的物資拠点（0次拠点）の設定</u></p> <p><u>広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を超え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。</u></p> <p><u>広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園（兵庫県）及び山城総合運動公園（京都府）を選定し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」の作成を検討する。</u></p> <p><u>広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。</u></p>	被災府県	派遣予定府県	三重県	福井県	和歌山県	滋賀県	徳島県	鳥取県
被災府県	派遣予定府県									
三重県	福井県									
和歌山県	滋賀県									
徳島県	鳥取県									
P19	<p>ウ 備蓄計画の策定 (略)</p>	<p>ウ <u>備蓄計画の策定</u> (略)</p> <p>また、広域連合は、各構成団体における災害対応職員のための食料・物資の</p>								

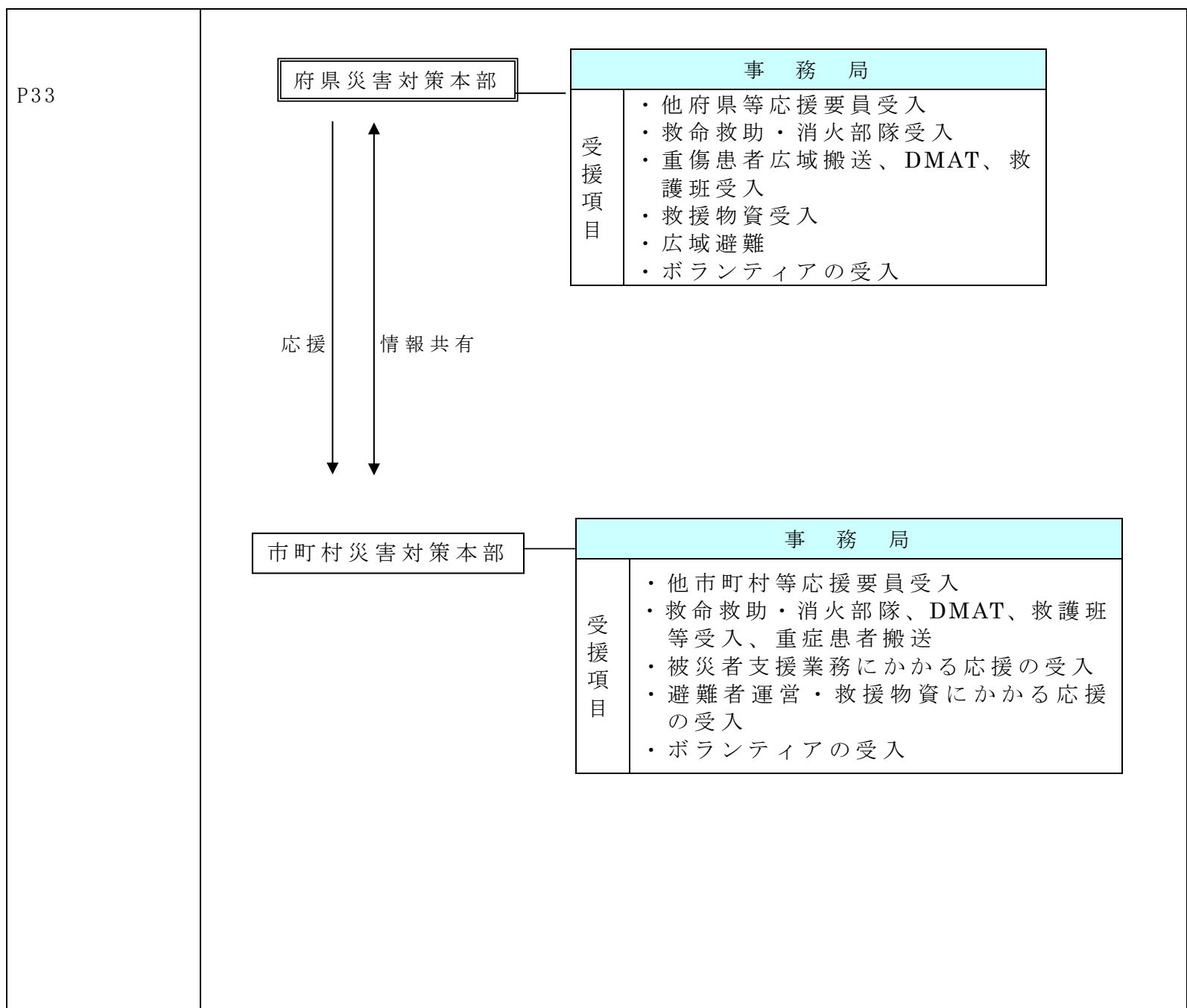
該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案				
P21	<p>⑥ 帰宅困難者支援体制の整備 ア 基本方針</p>	<p>備蓄を推奨する。</p> <p>⑥ 帰宅困難者支援体制の整備 ア 基本方針 さらに<u>鉄道</u>の代替として、<u>バス</u>、<u>船舶</u>による輸送が円滑に実施できるよう、<u>関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組の構築を図る。</u> なお、<u>具体的な対策については、広域連合や構成団体、連携県、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</u></p>				
P22		<p>⑦ <u>被災者支援システム構築の推進</u> 広域連合及び構成府県は、各市町村に対して、被災者への支援状況等の情報を各市町村の中で一元的に集約できるよう被災者台帳を活用した支援システムの普及を図る。</p>				
P24	<p>(3) 津波災害対策の推進</p>	<p>(3) 津波災害対策の推進 (略)</p> <p>⑥ <u>津波防災地域づくりの推進</u> 関係構成府県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定を設定・公表し、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、必要な場合に津波災害警戒区域として指定する。 (設定・指定の状況)</p> <table border="1" data-bbox="1626 1087 2792 1199"> <tr> <td>津波浸水想定の設定 (国土交通大臣への報告分)</td> <td>京都府、大阪府、兵庫県(阪神、淡路、神戸、播磨地域)、和歌山県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>津波災害警戒区域</td> <td>京都府、和歌山県、徳島県</td> </tr> </table>	津波浸水想定の設定 (国土交通大臣への報告分)	京都府、大阪府、兵庫県(阪神、淡路、神戸、播磨地域)、和歌山県、徳島県	津波災害警戒区域	京都府、和歌山県、徳島県
津波浸水想定の設定 (国土交通大臣への報告分)	京都府、大阪府、兵庫県(阪神、淡路、神戸、播磨地域)、和歌山県、徳島県					
津波災害警戒区域	京都府、和歌山県、徳島県					
P24	<p>(4) 孤立集落対策の実施 (略) 構成府県は、孤立集落対策として、災害発生直後の救命救助に最も必要となる、通信手段の確保と、ヘリコプターの臨時着陸場等の確保を全孤立可能性集落において確保するよう努める。</p>	<p>(4) 孤立集落対策の実施 (略) 構成府県は、孤立集落対策として、<u>災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保に努めるとともに、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。</u></p>				
P24	<p>(5) 地域防災力の向上 ① 府県民への普及啓発 (略) このため、広域連合は、構成府県と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。</p>	<p>(5) 地域防災力の向上 ① <u>住民への普及啓発</u> (略) このため、広域連合は、<u>構成団体と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や防災士等の地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。</u></p>				

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行		変更案															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="412 203 638 254">啓発項目</th> <th data-bbox="638 203 1537 254">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="412 254 638 577">① 減災チェック項目の点検</td> <td data-bbox="638 254 1537 577"> <ul style="list-style-type: none"> 日頃から、家庭内で、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。 事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 地域の防災訓練への参加等を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 577 638 745">⑤ コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施</td> <td data-bbox="638 577 1537 745"> <ul style="list-style-type: none"> 普段から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、自主防災組織等による地域ぐるみの実践的な訓練を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	啓発項目	内 容	① 減災チェック項目の点検	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から、家庭内で、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。 事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 地域の防災訓練への参加等を行う。 	⑤ コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 普段から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、自主防災組織等による地域ぐるみの実践的な訓練を実施する。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 203 1902 254">啓発項目</th> <th data-bbox="1902 203 2801 254">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 254 1902 443">ア 家庭での減災の取組</td> <td data-bbox="1902 254 2801 443"> <p>様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 443 1902 590">イ 事業所での減災の取組</td> <td data-bbox="1902 443 2801 590"> <p>事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 事業所内での備蓄、カ) 地域の防災訓練への参加等を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 590 1902 737">ウ 地域コミュニティでの減災の取組</td> <td data-bbox="1902 590 2801 737"> <p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織等による地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	啓発項目	内 容	ア 家庭での減災の取組	<p>様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。</p>	イ 事業所での減災の取組	<p>事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 事業所内での備蓄、カ) 地域の防災訓練への参加等を行う。</p>	ウ 地域コミュニティでの減災の取組	<p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織等による地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を実施する。</p>	
啓発項目	内 容																	
① 減災チェック項目の点検	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から、家庭内で、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。 事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 地域の防災訓練への参加等を行う。 																	
⑤ コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 普段から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、自主防災組織等による地域ぐるみの実践的な訓練を実施する。 																	
啓発項目	内 容																	
ア 家庭での減災の取組	<p>様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。</p>																	
イ 事業所での減災の取組	<p>事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 事業所内での備蓄、カ) 地域の防災訓練への参加等を行う。</p>																	
ウ 地域コミュニティでの減災の取組	<p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織等による地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を実施する。</p>																	
P25	<p>(6) 消防団の広域応援体制の検討</p> <p>総務省消防庁では、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方及び団員の安全確保等に関し、平成 23 年 11 月に「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、検討を進めている。</p> <p>広域連合においても、大規模災害発生時における消防団の広域応援活動及び消防団員の安全確保等について検討する。</p>		<p>(6) 消防団の広域応援体制の推進</p> <p>総務省消防庁の「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」において、「東日本大震災における消防団の広域応援は高い評価を受けており、国、都道府県、市町村が協力し、消防団の理解を得ながら推進していくことは意義がある」とされているが、消防団員は他に生業等を有していること等から遠く離れた地域への長期間の応援出動は難しいという事情を考慮しつつ、大規模災害発生時における消防団の広域応援の推進を支援する。</p>															
P26	<p>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</p> <p>① 防災基盤施設の整備促進 (略)</p> <p>イ 防災関係機関のネットワークの整備</p> <p>大規模広域災害時に迅速な復旧・復興を図るため、広域連合は、構成府県、国の出先機関及びその他の防災関係機関とともに、それぞれが所管する道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況や使用可能情報を共有できるしくみを整備する。あわせてそれらの交通施設の緊急復旧計画について事前に検討する。</p>		<p>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</p> <p>① 防災基盤施設の整備促進 (略)</p> <p>イ 防災関連情報の一元化</p> <p>広域連合は、関係機関や防災情報提供事業者等と連携して、管内の気象、ライフライン、道路情報、避難勧告発表状況、被害状況等の防災関連情報を一元化し、構成団体と情報共有を図る。</p>															
P26	<p>ウ 事業者等への働きかけ</p> <p>広域連合は、構成団体と連携して、高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、地下街の防災体制の整備等の防災基盤の整を行うよう働きかける。</p> <p>Ⅲ 災害への対応 (略)</p>		<p>② 事業者等への対策促進</p> <p>広域連合は、構成団体と連携して、民間事業者等が行う高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、石油コンビナートの防災・保安対策（施設・設備の耐震化、液状化対策、長周期震動対策及び津波浸水対策等）の強化、地下街の防災体制の整備等の促進を図る。</p> <p>Ⅲ 災害への対応 (略)</p>															

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案																		
P27		<p>なお、南海トラフ地震の関係では、東海地震、東南海地震、南海地震の時間差発生の可能性もあることに留意して柔軟な対応をとることとする。</p> <p>この章では、原則、関西圏域内で被災した場合の対応手順を記載することとし、関西圏域内で被災した場合の手順と関西圏域外で被災した場合の手順が異なる場合は、【圏域外で災害発生の場合】として圏域外での対応手順を明記することとする。</p>																		
P27	<p><災害対応のタイムテーブル></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 512 436 548">時期</th> <th data-bbox="436 512 1071 548">被災地等の主な対応</th> <th data-bbox="1071 512 1540 548">広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 548 436 940">初動期</td> <td data-bbox="436 548 1071 940"> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 </td> <td data-bbox="1071 548 1540 940"> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 940 436 1633">応急対応期（避難所期）</td> <td data-bbox="436 940 1071 1633"> <ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 災害廃棄物の処理 応急仮設住宅の整備・確保 海外からの支援の受入 </td> <td data-bbox="1071 940 1540 1633"> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進 </td> </tr> </tbody> </table>	時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応	初動期	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 	応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 災害廃棄物の処理 応急仮設住宅の整備・確保 海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進 	<p><災害対応のタイムテーブル></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1587 512 1676 548">時期</th> <th data-bbox="1676 512 2312 548">被災地等の主な対応</th> <th data-bbox="2312 512 2810 548">広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1587 548 1676 940">初動期（概ね3日間）</td> <td data-bbox="1676 548 2312 940"> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（<u>要配慮者への支援を含む</u>） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 <u>災害廃棄物の処理</u> </td> <td data-bbox="2312 548 2810 940"> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 940 1676 1633">応急対応期（避難所期）</td> <td data-bbox="1676 940 2312 1633"> <ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 応急仮設住宅の整備・確保 <u>応援・受援の総合調整（マネジメント）</u> 海外からの支援の受入 </td> <td data-bbox="2312 940 2810 1633"> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物処理の<u>調整</u> </td> </tr> </tbody> </table>	時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応	初動期（概ね3日間）	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（<u>要配慮者への支援を含む</u>） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 <u>災害廃棄物の処理</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 	応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 応急仮設住宅の整備・確保 <u>応援・受援の総合調整（マネジメント）</u> 海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物処理の<u>調整</u>
時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応																		
初動期	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 																		
応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 災害廃棄物の処理 応急仮設住宅の整備・確保 海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進 																		
時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応																		
初動期（概ね3日間）	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（<u>要配慮者への支援を含む</u>） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 <u>災害廃棄物の処理</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 																		
応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 応急仮設住宅の整備・確保 <u>応援・受援の総合調整（マネジメント）</u> 海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物処理の<u>調整</u> 																		

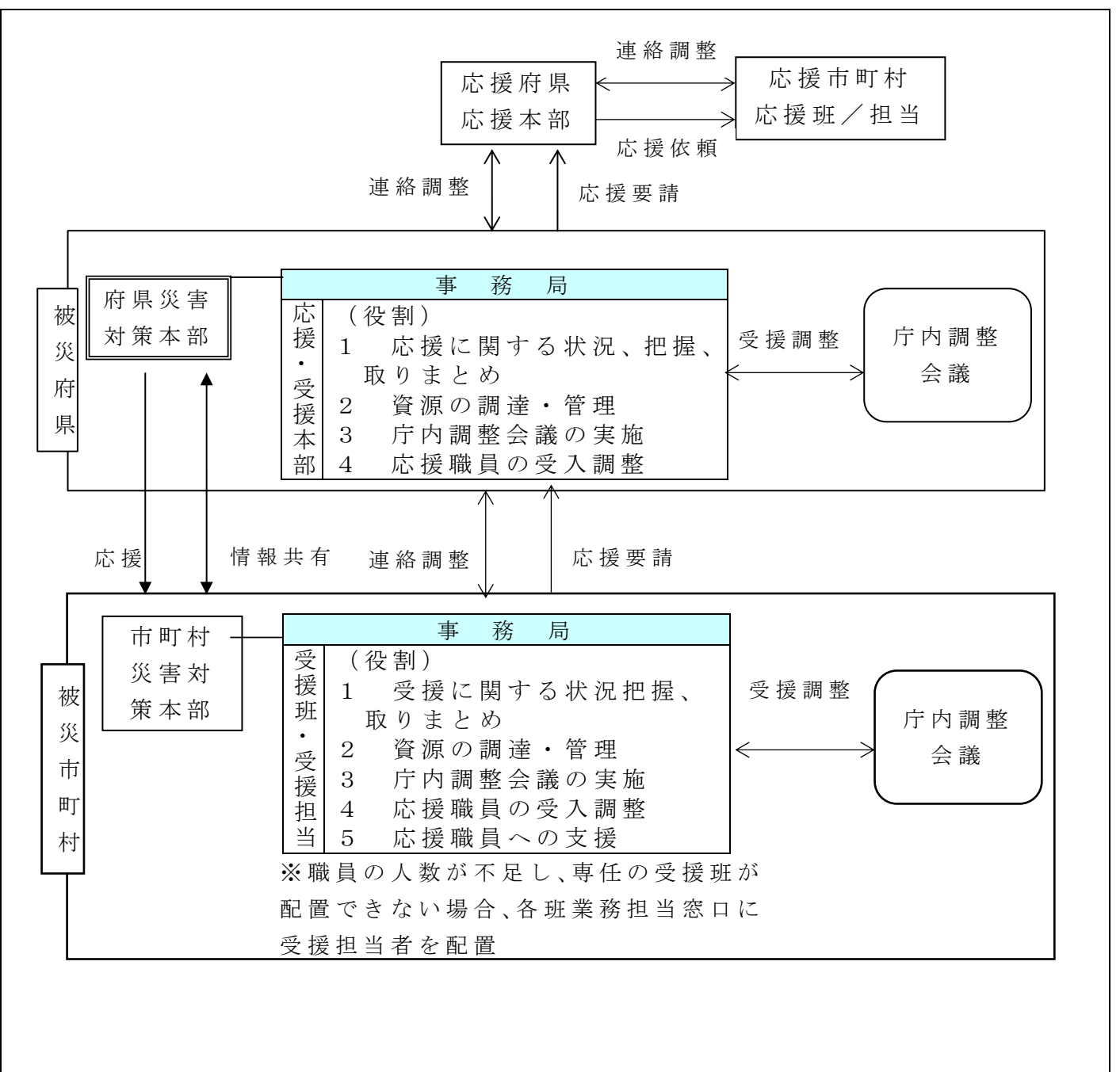
該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案
<p>P28</p> <p>P29</p> <p>P29</p> <p>P29</p> <p>P30</p>	<p>1 初動シナリオ ＜初動対応手順＞</p> <p>発 災 ※圏域：構成府県及び連携県の区域</p> <p>・圏域内で震度5強以上の揺れが観測 ・圏域内で大津波警報が発表 ・圏域内の府県で災害対策本部が設置 ・圏域外（国内に限る）で震度6弱以上の揺れが観測 ・その他圏域内外（国内に限る）で甚大な被害が推測</p> <p>（以下、表省略）</p> <p>(1) 情報収集体制の確立 広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成府県及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を入手する。また、構成府県等の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システムを活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成府県及び連携県と共有する。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 応援・受援体制の確立 ① 災害対策本部の設置 広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、各構成府県の知事を本部員、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長とする広域連合災害対策本部を兵庫県災害対策センターに設置し、災害対策にあたる。</p> <p>また、災害対策本部は兵庫県災害対策センターが壊滅的な被害を受けた場合、兵庫県災害対策本部と同一場所に設置する。</p>	<p>1 初動シナリオ ＜初動対応手順＞</p> <p>発 災 (対策準備室の設置) ※圏域：構成府県及び連携県の区域</p> <p>・圏域内で震度5強以上の揺れが観測 ・圏域内で大津波警報が発表 ・圏域内の府県で災害対策本部が設置 ・圏域外（国内に限る）で震度6弱以上の揺れが観測 ・<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合</u> ・その他圏域内外（国内に限る）で甚大な被害が推測</p> <p>（以下、表省略）</p> <p>(1) 情報収集体制の確立 広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、<u>対策準備室を設置し</u>、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、<u>構成団体及び連携県と連携し</u>、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を<u>収集する</u>。また、<u>構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等</u>を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、<u>構成団体及び連携県と共有する</u>。</p> <p>（略）</p> <p>④ <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合</u></p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合】 <u>広域連合は、①国や各構成団体等から情報収集を行い、②参与会議等により情報共有を図り、③広域連合のホームページ等を利用して、府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけを行う。</u> <u>なお、国から防災対応ガイドラインが示された場合、広域連合の体制・対応について見直しを行う。</u></p> </div> <p>(3) 応援・受援体制の確立 ① 災害対策本部の設置 広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長<u>並びに各構成団体の長を本部員とする広域連合災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。</u></p> <p><u>なお、広域連合長に事故があるとき又は欠けるときは、副本部長が本部長を代理する。</u></p> <p><u>また、広域連合長の所属する構成団体が甚大な被害を受け、広域防災局の応援・受援調整業務を遂行することができない場合には、広域連合長は他の広域連合委員の所属する団体に応援・受援調整業務の代行を依頼することができる。</u></p>

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案
P30		<p><u>イ 災害対策（支援）調整会議の開催</u> <u>具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与（危機管理監等）又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。</u> <u>その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。</u> <u>なお、会議は、TV会議システムを積極的に活用する。</u></p>
P32		<p><u>エ 複合災害発生時の体制</u> <u>大規模広域にわたる複合災害が発生した場合、広域連合災害対策本部において要員・資機材の投入や応援要請などについて、総合的に調整を行う。</u></p>
P32		<p>② 応援体制の確立 <u>エ 〇次拠点の設置</u> <u>広域連合は、プッシュ型支援及び構成団体や全国から送付される物資等を受入れられるよう、被災府県の被害状況を確認し、必要に応じて〇次拠点を設置する。</u></p>
P32	<p>③ 応援体制の確立 被害が甚大で構成府県・連携県からの応援を受ける府県（以下「<u>応援府県</u>」という。）は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。 なお、具体的な応援体制については、関西広域応援・応援要綱を策定し、府県のモデルとなる応援体制を検討する。 また、必要に応じて、被災地外に人的・物的支援の拠点を設置することについて検討する。</p>	<p>③ 応援体制の確立 被害が甚大で<u>構成団体・連携県及び圏域外</u>からの応援を受ける府県（以下「<u>応援府県</u>」という。）及び市は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、<u>府県は</u>、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。 <u>なお、応援体制については、「関西広域応援・応援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく。</u></p>
P33	<p>< 応援体制（想定） ></p>	<p>< 応援体制 > <u>円滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部内に「応援・応援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「<u>応援班・応援担当</u>」を設置して、① <u>応援・応援に関する状況把握や取りまとめ</u>、② <u>資源の調達・管理</u>、③ <u>庁内調整</u>、④ <u>応援職員の受入調整等の業務</u>を行う。</u></p>



(被災府県の受援業務)

重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入	<ul style="list-style-type: none"> ・広域搬送拠点の確保・運営 ・DMAT、救護班への情報提供（被害状況、活動場所等） ・災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保等
---------------------	---



(被災府県の受援業務)

重症患者広域搬送、DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・広域搬送拠点の確保・運営 ・DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、救護班等医療、介護・福祉にかかる応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所の情報提供等） ・災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保 ・巡回健康相談支援の受入調整等
避難所運営支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営支援の受入調整

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案				
P35	<p>(被災市町村の受援業務)</p> <table border="1" data-bbox="332 296 1540 552"> <tr> <td data-bbox="332 296 537 552">救命救助・消火部隊、DMAT、救護班等受入、重傷患者搬送</td> <td data-bbox="537 296 1540 552"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT 及び救護班等への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 応援部隊及び DMAT・救護班等の受け入れ調整 </td> </tr> </table>	救命救助・消火部隊、DMAT、救護班等受入、重傷患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT 及び救護班等への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 応援部隊及び DMAT・救護班等の受け入れ調整 	<p>(被災市町村の受援業務)</p> <table border="1" data-bbox="1570 296 2852 552"> <tr> <td data-bbox="1570 296 1822 552">救命救助・消火部隊、DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入、重症患者搬送</td> <td data-bbox="1822 296 2852 552"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT、<u>DPAT</u>、<u>救護班等医療、介護・福祉</u>にかかる<u>応援要員との緊密な連携</u>（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 応援部隊及び DMAT、<u>DPAT</u>、<u>救護班等医療、介護・福祉</u>にかかる<u>応援要員</u>の受入調整 ・ <u>巡回健康相談支援の受入調整</u> </td> </tr> </table>	救命救助・消火部隊、DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入、重症患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT、<u>DPAT</u>、<u>救護班等医療、介護・福祉</u>にかかる<u>応援要員との緊密な連携</u>（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 応援部隊及び DMAT、<u>DPAT</u>、<u>救護班等医療、介護・福祉</u>にかかる<u>応援要員</u>の受入調整 ・ <u>巡回健康相談支援の受入調整</u>
救命救助・消火部隊、DMAT、救護班等受入、重傷患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT 及び救護班等への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 応援部隊及び DMAT・救護班等の受け入れ調整 					
救命救助・消火部隊、DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入、重症患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT、<u>DPAT</u>、<u>救護班等医療、介護・福祉</u>にかかる<u>応援要員との緊密な連携</u>（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 応援部隊及び DMAT、<u>DPAT</u>、<u>救護班等医療、介護・福祉</u>にかかる<u>応援要員</u>の受入調整 ・ <u>巡回健康相談支援の受入調整</u> 					
P40	<p>2 応援・受援シナリオ</p> <p>応急対応期には、被災自治体は災害対応業務に忙殺されることとなる。そのなかで、円滑な応援・受援が実施されるよう、広域連合は、構成府県及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。</p>	<p>2 応援・受援シナリオ</p> <p><u>広域連合は、被災地の被害状況に応じ、原則として、現地支援本部・現地連絡所を発災後概ね3日以内に設置し、応急対応期（発災後概ね4日目から）以降に本格的な被災地支援を行う。</u></p> <p><u>広域連合は、構成団体及び連携県と、現地支援本部・現地連絡所に職員を派遣して、被災自治体を支援するとともに、円滑な応援・受援が実施されるよう、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。</u></p> <p><u>被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。</u></p>				

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行				変更案			
P40	＜被災者の生活状況の変化と必要な対応＞							
		<p style="text-align: center;">生活の状況</p> <p>避難所期・被災直後の一時的な生活空間</p> <p>前期</p> <p>1 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足</p> <p>2 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難</p> <p>3 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調</p> <p>4 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応 ・避難住民による自治が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難の存在に留意</p>	<p style="text-align: center;">必要な対応</p> <p>1 食料・物資 ・救援物資調達・救援ルートの確保</p> <p>2 避難所の居住環境 ・冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入</p> <p>3 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、家庭訪問 ・管理栄養士による食生活のチェック ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談</p> <p>4 避難所の運営 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援</p>	<p style="text-align: center;">広域連合の対応</p> <p>○救援物資の供給調整（2-4で詳細を記載 p45～48）</p> <p>○応援職員の派遣調整（2-5で詳細を記載 p49～51）</p> <p>○広域避難の調整（2-6で詳細を記載 p52～54）</p> <p>○ボランティアの活動促進（2-7で詳細を記載 p55～56）</p>		<p style="text-align: center;">生活の状況</p> <p>安定期</p> <p>1 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等）</p> <p>2 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生</p>	<p style="text-align: center;">必要な対応</p> <p>1 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・栄養士による栄養相談の実施</p> <p>2 避難所の居住環境 ・避難所のバリアフリー化、間仕切り用パーティションの設置 ・害虫駆除等の衛生管理対策</p>	
	<p style="text-align: center;">生活の状況</p> <p>避難所期・被災直後の一時的な生活空間</p> <p>前期</p> <p>1 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応 ・地域自治会等の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難（車中泊）の存在に留意</p> <p>2 情報の取得・管理・共有 ・避難者への提供情報の不足や錯綜、マスコミ等の殺到</p> <p>3 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足</p> <p>4 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難</p> <p>5 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調</p>	<p style="text-align: center;">必要な対応</p> <p>1 避難所の運営 ・避難者名簿の整備 ・避難所運営方針、ルールの確立 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※ペット同行避難者及び子供のいる家族等への配慮</p> <p>2 情報の取得・管理・共有 ・情報取得手段の確保、携帯電話、スマートフォンの充電手段の確保 ・避難所開設状況等外部向け広報活動の実施 ・支援情報の掲示等内部向け情報共有の実施 ・在宅避難者への情報発信等外部向け広報手段の確保</p> <p>3 食料・物資 ・備蓄物資の配布 ・必要食数の報告 ・救援物資調達・救援ルートの確保 ・物資の数量管理、衛生的な保管状況 ・女性特有の物資（生理用品）の確保</p> <p>4 避難所の居住環境 ・毛布の配布 ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 ・広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理</p> <p>5 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康調査・健康相談及び処遇調整、家庭訪問 ・栄養士による食生活のチェック ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・食生活、居住環境の衛生環境の改善 ・DPATによる地域精神医療の補完、こころのケア相談</p> <p>6 配慮が必要な方への対応 ・避難者同士の見守り体制の確立 ・外国語の対応 ・授乳スペースの確保</p> <p>7 その他 ・防犯対策 ・被災者台帳の早期整備</p>	<p style="text-align: center;">広域連合の対応</p> <p>○救援物資の需給調整（2-3で詳細を記載 p47～50）</p> <p>○応援職員の派遣・受入調整（2-4で詳細を記載 p51～53）</p> <p>○広域避難の受入調整（2-5で詳細を記載 p54～56）</p> <p>○ボランティアの活動促進（2-6で詳細を記載 p57～58）</p>					

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行			変更案				
P41		<p>3 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 <p>4 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調 	<p>3 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の自主運営へ働きかけ <p>4 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所パトロール ・災害廃棄物の早期撤去 		<p>避難所期・被災直後の一時的な生活空間</p> <p>仮設住宅期</p>	<p>生活の状況</p> <p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 <p>5 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調 <p>(以下省略)</p>	<p>必要な対応</p> <p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 <p>5 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPATによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 <p>6 配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、病院への入院、福祉避難所への入所の検討 ・ボランティアニーズの把握 <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所パトロール、犯罪相談窓口の開設 ・ペットの滞在ルールの確立 ・災害廃棄物の早期撤去 ・被災者のワンストップ窓口の設置 ・避難所解消に向けた関係機関との調整 	<p>広域連合の対応</p>

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案
P43 P43 P45	<p>2-2 現地支援本部・現地連絡所の設置 (2) 広域連合及び応援府県の対応 (略)</p> <p>〔主な業務〕 (略)</p>	<p>2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置 (2) 広域連合及び応援府県の対応 (略)</p> <p>現地支援本部及び現地連絡所の運営においては、被災自治体と応援自治体との間、応援関係団体間、現地支援本部と現地連絡所間及び各現地連絡事務所の間での定期的な関係者ミーティング等による情報共有の徹底を図る。</p> <p>〔主な業務〕 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災自治体の状況に応じて、支援チームの派遣を調整 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広域連合の支援チーム派遣</p> <p>被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合には、被災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被災地支援を行う。</p> <p>【支援チームの役割】</p> <p>被災自治体で被害を受けた行政機能等の早期回復を図るため、専門的なアドバイスをを行うことを基本とする。</p> <p>【支援チーム構成例】</p> <p>総括、ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート）、教育支援担当、保健・医療・福祉担当、災害廃棄物処理担当、ボランティア統括担当、仮設住宅等住宅対策担当、市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当、人と防災未来センター研究員 等</p> </div>
P46	<p>2-1 情報の収集・提供 <情報の流れ> (表省略)</p> <p>※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、WEB会議システム等</p>	<p>2-2 情報の収集・提供 <情報の流れ> (表省略)</p> <p>※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、<u>TV</u>会議システム、<u>SNS</u>等</p>
P46	<p>(2) 応援府県の対応</p> <p>① 必要な情報収集・整理</p> <p>応援府県は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地支援本部（府県庁）及び現地連絡所（市町村）からの情報入手体制を確保する。 被災自治体災害対策本部、被災自治体との連絡会議、応援派遣職員等からの情報入手など被災地からの情報収集・伝達体制を確立する。 	<p>(2) 応援府県の対応</p> <p>① 必要な情報収集・整理</p> <p>応援府県は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地支援本部（府県庁）及び現地連絡所（市町村）からの情報入手体制を確保する。 被災自治体災害対策本部への参画、広域連合と連携した関係者ミーティングの開催等により情報収集・伝達体制を確立する。 マスメディア・インターネット、SNS等様々な情報手段を活用して被災地の状況を情報収集
P47	<p>2-4 救援物資の需給調整</p> <p>物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート</p>	<p>2-3 救援物資の需給調整</p> <p>物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県</p>

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案																
P48	<p>割当府県状況を把握し、構成府県・連携県間の調整を行うとともに、円滑な支援が行われるよう輸送環境等の整備に努める。</p> <p>(1) 被災府県の対応</p> <p>③ 物資集積・配送拠点の開設・運営 (略)</p>	<p>の状況を把握し、<u>構成団体・連携県間の調整を行う。また、物資が迅速かつ円滑に被災者まで届くよう、宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携し、「緊急物資円滑供給システム」を運用する。</u></p> <p><u>なお、大規模広域災害で被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。</u></p> <p>(1) 被災府県の対応</p> <p>③ 物資集積・配送拠点の開設・運営 (略)</p> <p><u>なお、被災市町村の二次物資拠点が被災により機能しない場合は、被災府県は、代替施設の確保や、一次物資拠点から避難所へ直接救援物資を届けるなど二次物資拠点機能の代替に努める。</u></p>																
P48	<p>(2) 広域連合・応援府県の対応 (略)</p> <p>【災害時期ごとに必要とされる救援物資】</p> <table border="1" data-bbox="332 1075 1543 1516"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>必要とされる物資例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対応期 (概ね3日まで)</td> <td>α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等</td> </tr> <tr> <td>応急対応期(避難所期)</td> <td>炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等</td> </tr> <tr> <td>(季節に応じて)</td> <td>防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等</td> </tr> </tbody> </table>	時期	必要とされる物資例	緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等	応急対応期(避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等	(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等	<p>(2) 広域連合・応援府県の対応 (略)</p> <p>【災害時期ごとに必要とされる救援物資】</p> <p><u>関西広域連合において調整を行う救援物資については、概ね下記の表に記載にあるものを基本とし、下記に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特に必要があるものは、被災府県と応援府県が協議の上、物資調整を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1638 1075 2849 1516"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>必要とされる物資の基本品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対応期 (概ね3日まで)</td> <td><u>食料(α化米、レトルト食品、飲料水、流動食、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー等)、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、<u>トイレペーパー</u>、生理用品、ブルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、おしりナップ、パーティション、消毒薬 等</u></td> </tr> <tr> <td>応急対応期 (避難所期)</td> <td>炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク 等</td> </tr> <tr> <td>【季節に応じて】</td> <td>防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等</td> </tr> </tbody> </table>	時期	必要とされる物資の基本品目	緊急対応期 (概ね3日まで)	<u>食料(α化米、レトルト食品、飲料水、流動食、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー等)、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、<u>トイレペーパー</u>、生理用品、ブルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、おしりナップ、パーティション、消毒薬 等</u>	応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク 等	【季節に応じて】	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等
時期	必要とされる物資例																	
緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等																	
応急対応期(避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等																	
(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等																	
時期	必要とされる物資の基本品目																	
緊急対応期 (概ね3日まで)	<u>食料(α化米、レトルト食品、飲料水、流動食、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー等)、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、<u>トイレペーパー</u>、生理用品、ブルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、おしりナップ、パーティション、消毒薬 等</u>																	
応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク 等																	
【季節に応じて】	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等																	
P49	<p>④ 輸送手段の確保</p> <p>応援府県は、トラック協会、宅配業者などとの調整により輸送手段を確保する。なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者、自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。</p>	<p>④ 輸送手段の確保</p> <p>応援府県は、トラック協会、宅配業者などとの調整により輸送手段を確保する。なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、<u>航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。</u></p>																
P50	<p>⑦ 救援物資中継拠点の開設・運営</p> <p>広域連合は、必要に応じ、被災地以外に全国からの救援物資中継拠点の設置にかかる調整を行い、救援物資中継拠点を設置した府県と連携して、中継拠点の運営を行う。</p>	<p>⑦ <u>0次拠点の開設・運営</u></p> <p><u>広域連合は、必要に応じ、被災地における広域物資拠点の使用不能時又は不足時に物流機能を補完するため、0次拠点の開設を決定し、0次拠点が所在する府県と開設・運営について調整する。</u></p>																

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	変更案																																	
P54	<p>なお、救援物資中継拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。</p> <p>2-5 広域避難の受入調整 <広域避難への対応></p> <table border="1" data-bbox="371 420 1543 1050"> <thead> <tr> <th>被災府県</th> <th>被災者受入府県</th> <th>広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請</td> <td>○受入調整</td> <td>○受入表明 ○受入調整 公営住宅、公営宿泊施設、旅館、ホテル、不動産協会等と連携を図りながら受入府県と調整</td> </tr> <tr> <td>○広域避難の準備</td> <td>○広域避難の受入準備</td> <td>○広域避難計画を作成 ○被災府県へ受入を伝達 ○被災者受入府県に受入を要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>○広域避難の実施 (搬送手段の調整、被災者の搬送、避難所等への収容) ○窓口の開設 (広域避難を実施するにあたり調整するための窓口を設置)</p> <p>○被災府県情報を受入府県に提供</p> <table border="1" data-bbox="786 1239 1543 1680"> <thead> <tr> <th>被災者受入府県</th> <th>広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○避難者登録システムを活用し被災府県情報を避難者に提供 ○避難先の生活・医療・雇用情報を避難者に提供 ○ボランティア等と連携し避難者の生活支援</td> <td>○協定を締結している他ブロック等への協力依頼 ○重症患者、傷病者の広域搬送調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>○被災農業者等の広域避難調整</p>	被災府県	被災者受入府県	広域連合	○被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請	○受入調整	○受入表明 ○受入調整 公営住宅、公営宿泊施設、旅館、ホテル、不動産協会等と連携を図りながら受入府県と調整	○広域避難の準備	○広域避難の受入準備	○広域避難計画を作成 ○被災府県へ受入を伝達 ○被災者受入府県に受入を要請	被災者受入府県	広域連合	○避難者登録システムを活用し被災府県情報を避難者に提供 ○避難先の生活・医療・雇用情報を避難者に提供 ○ボランティア等と連携し避難者の生活支援	○協定を締結している他ブロック等への協力依頼 ○重症患者、傷病者の広域搬送調整	<p>なお、0次拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。</p> <p>2-5 広域避難の受入調整 <広域避難への対応></p> <table border="1" data-bbox="1617 420 2686 1911"> <thead> <tr> <th>被災市町村</th> <th>被災府県</th> <th>広域連合</th> <th>受入府県</th> <th>受入市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○被災者の広域避難・収容が必要と判断し被災府県へ受入要請</td> <td>○管内市町村への受入調整 管内市町村で受入ができない場合 ○広域連合へ広域避難受入を要請</td> <td>○受入府県と受入可否を調整 ○広域避難計画を作成し、避難先を決定</td> <td>○受入市町村と受入可否を調整</td> <td>○受入可否の判断</td> </tr> <tr> <td>○被災市町村へ受入先等を伝達</td> <td>○被災市町村へ受入を要請 ○被災府県へ受入を伝達 ○受入表明</td> <td>○受入府県へ受入を要請 ○被災府県へ受入を伝達 ○受入表明</td> <td>○受入市町村へ受入を要請 ○受入表明</td> <td>○受入表明</td> </tr> <tr> <td>○広域避難準備</td> <td>○公営住宅、公営宿泊施設、旅館、ホテル、不動産協会等と連携を図りながら受入府県、被災府県と調整</td> <td>○広域避難の受入準備(受入体制の確立等)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○重症患者、傷病者の広域搬送調整</p> <p>○広域避難の実施 (搬送手段の調整、被災者の搬送、避難所等を開設し、避難者を収容) ○窓口の開設 (広域避難を実施するにあたり調整するための窓口を設置)</p> <p>○避難所運営 ○避難所運営支援 ○避難所運営支援の総合調整 ○避難所運営支援 ○避難所開設・避難者受入</p> <p>○ボランティア等と連携し、避難者の生活支援、避難者の自主運営への移行の促進</p> <p>○避難者登録システムを活用し被災府県・市町村情報を受入府県・市町村に提供</p> <p>○避難者登録システムを活用し、被災府県情報を避難者に提供 ○避難先の生活・医療・雇用情報を避難者に提供</p> <p>○被災農業者等の広域避難調整</p> <p>(広域連合管内のみで調整がつかない場合、必要に応じて) ○協定を締結している他ブロック等への協力依頼</p>	被災市町村	被災府県	広域連合	受入府県	受入市町村	○被災者の広域避難・収容が必要と判断し被災府県へ受入要請	○管内市町村への受入調整 管内市町村で受入ができない場合 ○広域連合へ広域避難受入を要請	○受入府県と受入可否を調整 ○広域避難計画を作成し、避難先を決定	○受入市町村と受入可否を調整	○受入可否の判断	○被災市町村へ受入先等を伝達	○被災市町村へ受入を要請 ○被災府県へ受入を伝達 ○受入表明	○受入府県へ受入を要請 ○被災府県へ受入を伝達 ○受入表明	○受入市町村へ受入を要請 ○受入表明	○受入表明	○広域避難準備	○公営住宅、公営宿泊施設、旅館、ホテル、不動産協会等と連携を図りながら受入府県、被災府県と調整	○広域避難の受入準備(受入体制の確立等)		
被災府県	被災者受入府県	広域連合																																	
○被災者の広域避難・収容が必要と判断・受入要請	○受入調整	○受入表明 ○受入調整 公営住宅、公営宿泊施設、旅館、ホテル、不動産協会等と連携を図りながら受入府県と調整																																	
○広域避難の準備	○広域避難の受入準備	○広域避難計画を作成 ○被災府県へ受入を伝達 ○被災者受入府県に受入を要請																																	
被災者受入府県	広域連合																																		
○避難者登録システムを活用し被災府県情報を避難者に提供 ○避難先の生活・医療・雇用情報を避難者に提供 ○ボランティア等と連携し避難者の生活支援	○協定を締結している他ブロック等への協力依頼 ○重症患者、傷病者の広域搬送調整																																		
被災市町村	被災府県	広域連合	受入府県	受入市町村																															
○被災者の広域避難・収容が必要と判断し被災府県へ受入要請	○管内市町村への受入調整 管内市町村で受入ができない場合 ○広域連合へ広域避難受入を要請	○受入府県と受入可否を調整 ○広域避難計画を作成し、避難先を決定	○受入市町村と受入可否を調整	○受入可否の判断																															
○被災市町村へ受入先等を伝達	○被災市町村へ受入を要請 ○被災府県へ受入を伝達 ○受入表明	○受入府県へ受入を要請 ○被災府県へ受入を伝達 ○受入表明	○受入市町村へ受入を要請 ○受入表明	○受入表明																															
○広域避難準備	○公営住宅、公営宿泊施設、旅館、ホテル、不動産協会等と連携を図りながら受入府県、被災府県と調整	○広域避難の受入準備(受入体制の確立等)																																	

P55	<p>(2) 広域連合の対応</p>	<p>(2) 広域連合の対応</p> <p>⑥ 広域輸送手段の調整</p> <p>広域連合は、「大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」及び「船舶による災害時の輸送等に関する協定」に基づき、構成府県及び連携県と連携し、被災者の広域避難にかかる輸送手段の調整を行う。</p> <p>なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。</p>
-----	--------------------	--

	2-7 ボランティアの活動促進	2-6 ボランティアの活動促進
--	-----------------	-----------------

		ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県		ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県	
P57	<p>応急対応期（避難所期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生活支援 ・救援物資の仕分け、配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清掃 ・がれき撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ○災害ボランティアセンターの運営支援 <li style="text-align: right;">など 	<p>【被災府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地のボランティアニーズの把握 ○（必要に応じ）被災市町村へ応援職員を派遣し、情報収集 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内市町村災害ボランティアセンターの設置要請及び運営支援 ○災害ボランティアの呼びかけを広域連合・応援府県へ要請 ○災害ボランティアの募集にかかる広報、ボランティアバスの運行等の支援 ○ボランティア用資機材の需給調整 <p>【被災市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地のボランティアニーズの把握 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内外からボランティア受入表明 ○災害ボランティアの受入れ（ボランティアのコーディネート、災害従事車両証明書の発行等） ○ボランティア用資機材の提供 	<p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に対するメッセージの発出 ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 <p>【応援府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動支援 ○被災地のボランティア受入業務支援 ○被災府県と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアの募集・被災地への派遣 	P55	<p>応急対応期（避難所期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生活支援 ・救援物資の仕分け、配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清掃 ・災害廃棄物撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ○災害ボランティアセンターの運営支援 <li style="text-align: right;">など 	<p>【被災府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの積極的な受入の表明 ○被災地のボランティアニーズの把握 ○（必要に応じ）被災市町村へ応援職員を派遣し、情報収集 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内市町村災害ボランティアセンターの設置要請及び運営支援 ○災害ボランティアの呼びかけを広域連合・応援府県へ要請 ○災害ボランティアの募集にかかる広報、ボランティアバスの運行等の支援 ○ボランティア用資機材の需給調整 <p>【被災市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの積極的な受入の表明 ○被災地のボランティアニーズの把握 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内外からボランティア受入表明 ○災害ボランティアの受入れ（ボランティアのコーディネート、災害従事車両証明書の発行等） ○ボランティア用資機材の提供 	<p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に対するメッセージの発出 ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 <p>【応援府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動支援 ○被災地のボランティア受入業務支援 ○被災府県と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアの募集・被災地への派遣

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行			変更案				
	復旧・復興期 (仮設住宅期)	○被災者の精神的支援 ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かした支援(趣味活動、演奏・合唱などの慰問活動) ○仮設住宅のコミュニティづくり支援 ○高齢者の見守りなど	【被災府県・被災市町村】 ○傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを被災者のもとに派遣 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを派遣 ○高齢者の見守りを行うスタッフの派遣	【広域連合・応援府県】 ○不足する傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを広域的に派遣調整 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを広域的に派遣調整 ○高齢者の見守りを行うスタッフのための研修講師等の派遣調整	復旧・復興期 (仮設住宅期)	○被災者の精神的支援 ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かした支援(趣味活動、演奏・合唱などの慰問活動) ○仮設住宅のコミュニティづくり支援 ○高齢者の見守りなど	【被災府県・被災市町村】 ○傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを被災者のもとに派遣 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを派遣 ○高齢者の見守りを行うスタッフの派遣	【広域連合・応援府県】 ○不足する傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを広域的に派遣調整 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを広域的に派遣調整 ○高齢者の見守りを行うスタッフのための研修講師等の派遣調整
P58	(1) 被災府県の対応 ③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、NPO、企業及び生活協同組合等との連携に努める。			(1) 被災府県の対応 ③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、NPO、企業、生活協同組合及び全国ボランティア組織等との連携に努める。 <u>なお、ボランティアの安全管理の徹底に十分留意する。</u>				
P58	(3) 応援府県の対応 ① 府県民のボランティア活動の促進 (略)			(3) 応援府県の対応 ① 府県民のボランティア活動の促進 (略) <u>また、被災府県と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアを募集・派遣するよう努める。</u>				
P72	3 復旧・復興シナリオ 広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。			3 復旧・復興シナリオ <u>国においては「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年度施行)」に基づき、被災地域の意向を十分踏まえ、復興基本方針を策定するが、広域連合は、この復興基本方針を踏まえ、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。</u>				